

最低賃金の抜本的な引上げを求める請願書

請願者

住所

電話

紹介議員

請願趣旨

消費経済力の低迷の中で、激しい物価値上がりの事態となってきました。この間わずかず最低賃金が引き上げられていますが、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条生存権）をするためにも大幅な引き上げが必要となってきています。

日本の最低賃金は、OECD（経済協力開発機構）諸国と比較しても最低水準です。2021年の地域別最低賃金は山梨県では時給866円、東京都でも1041円にすぎません。これでは1日8時間・週40時間フルに働いても東京都では217万円、山梨県では180万円にすぎません。しかも東京都と比べて時給では175円、年間では37万円の地域間格差が生じています。

最低賃金の全国一率の引き上げは、正規非正規労働者やフリーランスなど働く者の生活にとって不可欠です。また中小零細経営の具体的な経営支援を行い、地域の購買力を上げるためにも最低賃金を根本的に引き上げることを国に求めます

そのため、下記の項目の意見書の提出をお願いします。

請願項目

1. 地域間格差を是正し、全国一律最低賃金をめざすこと。
2. 働く者の生活を支えるため、最低賃金時給1500円をめざすこと。
3. 最低賃金の引上げができように中小零細経営への支援策を行うこと。
4. 最低賃金法と労働基準法には未払いへの罰則もあることから地域の指導を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するよう請願いたします。

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 中央最低賃金審議会